真和志小学校いじめ防止基本方針

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。この法は、社会総がかりでいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律である。ここに定める「真和志小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する基本的な方針及び対策等を示すものである。

①学校が求められていること

各学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し(第13条)、この基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの未然防止や早期発見に取り組み(第15・16条)、いじめがあった場合の対応に備えることが必要である。また、いじめの問題への対策のための組織を各学校に設置し(第22条)、この組織が中心となって基本方針で定められたことを実行し、いじめ問題に組織的に対応することが求められる。

②教職員一人一人に求められていること

日頃から、児童・生徒の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見の観点から、予兆やサインを見逃さないよう高くアンテナを保ち、情報交換による情報の共有を図りながら、学校に置かれた組織を中心に対応していくことが必要である。また、いじめが認知された場合には、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童・生徒および保護者への支援や、いじめを行った児童・生徒への適切な指導またはその保護者への助言を継続的に行うことが求められる(第23条)。教育上必要があると判断される場合には、適切に懲戒を加えることも必要となる(第25条)。

③重大事態への対応について

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日または一定の期間連続)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、学校の設置者に報告し、事実を明確にするために調査を行う必要がある。そして、当該児童・生徒および保護者に対しては、事実関係などその他必要な情報を適切に提供することが求められる(第28条)。

④いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う<u>心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)</u>であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

一いじめの6態様一

- $\underline{\mathbf{A}}$ 冷やかしやからかい、 $\underline{\mathbf{B}}$ 悪口を言われる、 $\underline{\mathbf{C}}$ 仲間はずれ、集団による無視
- D 叩かれたり、蹴られたりする E 金品をたかられたり、隠されたりする
- 「Fパソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等)

2 いじめ防止等対策のための校内組織

①生徒指導委員会

・毎月、校長、教頭、教務、生徒指導主任、生徒指導部員、教育相談担当、養護教諭等で「いじめ(心の)アンケート」の結果を踏まえつつ、気になる児童・問題行動等についての情報交換及び対応について話し合う。

②生徒指導部会

・必要に応じて、各学年の生徒指導部員で、気になる児童の問題行動についての対応等について話し合う。

③いじめ対策委員会

・いじめ防止基本方針の作成・見直しや、特に重大な事案についてのいじめの事実が確認された場合の対応について協議する。

【構成員】

□校長 □教頭 □教務 □生徒指導主任 □生徒指導部員 □当該学級担任 □当該学年主任 □養護教諭 □教育相談担当 □スクールカウンセラー □PTA・地域代表 等

※これらの組織を中心として、職員会議等において、全教職員で共通理解を 図り、学校全体でいじめ対策を行う。

3 いじめの問題に対する日常の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ①職員会議等を通じて、いじめ問題について教職間で共通理解を図る
 - ・生 徒 指 導 部 より年 度 当 初 の 会 議 でいじめ 防 止 基 本 方 針 に つ い て 提 案 し、全 体 理 解 を 周 知 す る 。
 - 毎月の職員会議で、アンケートを基にでてきたいじめやその対策等について全職員で共通理解する。

②校内研修の実施

・校内研修を年間計画に位置づけ、実施する。

③道徳や学級活動の時間での指導

- ・年間指導計画に基づく道徳教育・人権教育の充実。
- ・情報モラル教育の充実。
- ・「いじめ撲滅スローガン」の作成。

④児童会活動を通じての人間関係や仲間作りの促進

- ・学校行事や児童会活動、その他教育活動による異学年交流の推進。
- ・児童会を中心とした、「いじめ撲滅宣言」の実施。

⑤スクールカウンセラー、教育相談支援員、養護教諭の活用

- ・いじめの 早 期 発 見 、未 然 防 止 を 第 一 義 に 考 え 、必 要 に 応じスクー ルカウン セラー 等 の 活 用 を 図 る 。
- ・いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日または一定の期間連続)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合においてその活用を図る。

⑥校内組織の整備および教育相談体制の充実

- ・生徒指導委員会を中心とした校内組織の充実を図る。
- ・迅速に、全職員及び関係機関と連携し、全員で対応できる支援体制を創る。

⑦保護者との連携

- ・授業参観や保護者研修会の開催。
- ・学級保護者会やHPなどによるいじめ防止対策や対応の情報提供。
- ・児童の様子等について、保護者や地域との連絡体制の確立。

4 いじめの早期発見の取り組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立ち、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

①日常的な観察と情報交換

- ・朝の健康観察での児童の声、表情の観察。
- ・休み時間や放課後などの児童の雑談の様子の観察。
- ・担任だけでなく学校職員全体で児童を見守り、職員間の密な情報交換を図る。

②いじめアンケート及び教育相談の実施

- ・毎月のアンケート調査や全児童を対象とした教育相談の実施。
- ・日頃から児童との好ましい信頼関係を築き、いじめを訴えやすい環境の構築。

③家庭訪問の実施

・無届け欠席や欠席が続く恐れのある児童に対して、教育相談支援員と連携を図り、家庭 訪問を行う。

【学校における	いじめのサインの例】
□急な体調不良 □遅刻や早退の増加	□授業への遅参 □突然のあだ名
□学用品、教科書、体育着等の紛失	□学用品の破損、落書き
□保健室への来室の増加	□日頃交流のない児童との行動
□多数児童からの執拗な質問や反駁	□業間や休み時間の単独行動
□特定児童からの忌避・逃避	□特定児童の持ち物からの逃避等
□発言や言動に対する皮肉や失笑	□特定児童の発言へのどよめき
□図工や書写等での衣服の過度な汚れ	□授業開始前の机、学用品等の乱雑さ

5 いじめへの対処

①いじめを受けている児童に対して

- ・いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を最優先に確保する。
- ·「いじめられている児童の立場」に立って、いじめを共感的に理解し、不安を取り除く。
- ・いじめを受けている児童の意向を十分に聞き入れ、尊重しながら、今後の対応について 話し合う。
- ・いじめを受けている児童にとって信頼できる人(友人や親、教職員等)と連携し、支援体制を整える。
- ・いじめを受けている児童に「悪いのはあなたではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を

高めるように努める。

②いじめを行った児童に対して

- ・児童と保護者に直接対応する際は、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導を行い、自らの責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、特別指導等を実施し、いじめを受けた児童が安心して生活できる環境を整 える。
- ・いじめを行っている児童の内面を理解しながら、いじめの背景や要因を把握し、改善のための指導を行う。
- ・他人を尊重することや他人を思いやる気持ちの大切さを説き、人の痛みが分かるような心の教育に努める。

③周囲の児童に対して

- ・学級等において、生徒自ら「いじめを許さない、見逃さない」という雰囲気づくりに努める。
- ・傍観していた児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、止めさせることはできなく ても、知らせる勇気を持つことを伝える。
- ・同調していた生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを毅然とした態度で指導し、理解させる。
- ・人間関係の在り方や心の教育に関する指導を日頃から継続していく。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

④保護者への対応(被害・加害双方共通)

- ・家庭訪問等を実施し(複数)、正確に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針について理解を得る。
- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・保 護 者 の 立 場 や 心 情 に 配 慮 しな が ら 、 今 後 の 学 校 と の 連 携 に つ い て 理 解 と 協 力 を 得 る 。
- ・加 害 者 へ の 謝 罪 に つ い て は 、そ の 間 を 取 り 持 ち 、児 童・保 護 者 の 関 係 改 善 に 努 め る

⑤対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、問題を明確にするとともに今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。